

あなたの市県民税が 大きく変わっています



税源移譲により、多くの方は、平成19年1月分から所得税(国税)が減り、そのぶん6月分から市県民税(地方税)が増えることになりました。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+市県民税」の負担額はこれまでと変わりません。

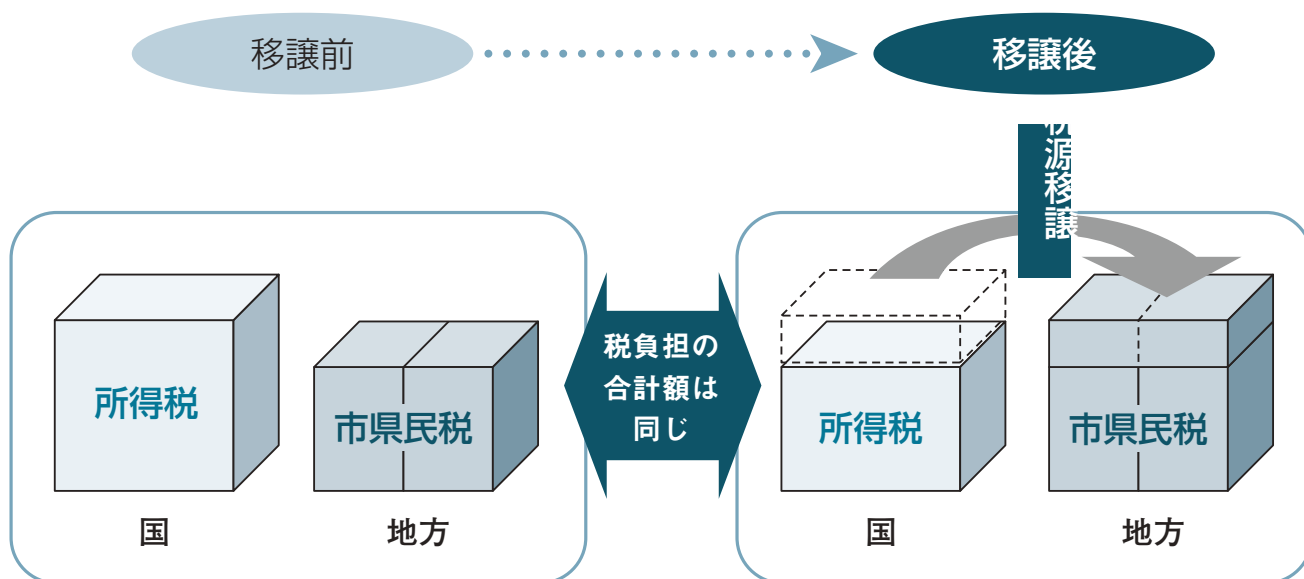
☆市県民税と所得税を合わせた税負担が変わらないように制度を改正しました。

市県民税 …… 3段階(5%、10%、13%) → 一律10% (市民税6%、県民税4%)

所得 税 …… 4段階(10%~37%) → 6段階(5%~40%)

☆市県民税と所得税の人的控除(扶養控除や基礎控除など)の差による負担増を調整するため、市県民税の減額措置を創設。

※ただし、定率減税の廃止や、収入の増減などにより、実際の負担額は変わることがあります。



●65歳以上の方の非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで市県民税が非課税でしたが、平成18年度からは段階的に課税されています。

